

岡山県手話講師派遣事業要綱

【名 称】

第1条 この事業の名称を公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会手話講師派遣事業という。

【目 的】

第2条 この事業は、講座や講義に講師を派遣し、聴覚障害者や手話についての理解を広げると共に聴覚障害者の福祉向上と社会参加の促進を図ることを目的とする。

【運営主体】

第3条 この事業の運営主体は公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会（以下「県聴障協」という）とする。

【講師資格】

第4条

- (1) 全日本ろうあ連盟又は、全国手話研修センター主催の養成担当講師連続講座を受講した者
- (2) 登録手話通訳者
- (3) 手話通訳活動3年以上の者
- (4) 県聴障協主催の手話講師養成学習会を受講した者
- (5) 原則は、健聴者・ろう者の2名ペアで担当する。但し、やむを得ない事情がある場合はどちらか1名で担当する。

【任 務】

第5条 講師は下記の任務を負う。

- (1) 県聴障協からの指示連絡に基づき講師活動を実施する。
- (2) 活動終了後すみやかに報告書（様式②）を提出する。

【責 務】

第6条 この事業に従事する講師は下記の責務を担う。

- (1) 本事業の目的達成のために努力する。
- (2) 県聴障協の講師として常に自覚し活動を行う。
- (3) 知識及び技術の向上のため常に努力する。
- (4) 学習会や研修会に参加するように努める。

【研 修】

第7条 県聴障協は講師の知識及び技術向上のため、研修会を開催し、参加を促す。

【講師料及び交通費】

第8条 県聴障協は、講師料と交通費については、定められた金額を支給する。

【資格の取消】

第9条 県聴障協は下記のいずれかの場合には、講師資格を取り消すことができる。

- (1) 講師としてふさわしくない行いがあった場合
- (2) 責務を怠った場合
- (3) 県外への移転等があった場合
- (4) その他やむを得ない事情により本人の届けにより県聴障協が認めた場合

【派遣の範囲】

第10条 講師の派遣は下記の場合に行う。

- (1) 講師依頼が本要綱の目的に該当するものであること。
- (2) 派遣場所は原則として岡山県内に限る。ただし県聴障協が認める場合はその限りではない。

【派遣の申込】

第11条 申込期日

県聴障協は講師派遣の申込を原則として講師派遣日の14日前までに所定の申込用紙（様式①）で受ける。

【附 則】

この要綱は、2007年4月1日から実施

2012年4月1日改定

2012年8月1日改定

2017年6月1日改定

2018年2月5日改定